

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第89回理事会(EB#89)概要報告

2016年 5月12日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2016年 5月 9日 (月) - 5月13日 (金)

場 所 ドイツ・ボン・国連ドイツ本部棟会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Tariq M I. (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Eduardo C. (ペルー/議長)	Arthur R. (バハマ)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Joseph A. (カメルーン)
島嶼国 SIDs	Amjad A. (モルジブ)	Garald L. (ジャマイカ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	Moises A.J. (ドミニカ)
Non-An.1	Duan M. (中華人民共和国)	Miguez J.D. (ブラジル)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E. (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/独/副議長)	Piotr D. (EU/ポーランド)
Annex-1	戒能 一成 (日本)	Lambert S. (EU/独)

(斜体欠席)

2. 運営管理 (議題2.1~)

2-1. 2015パリ協定と CDMの将来

(CMP決定事項関連)

- 1) 背景 - 2015年12月に成立したパリ協定では 6条に「新メカニズム」の概要を規程したが、CDMとの関係について何の指示もなく、前回理事会で事務局に分析を依頼。
- 2) 結果 - 前回理事会で事務局に分析依頼をしたものの議論は紛糾・平行線に。締約国会議(CMP)からの指示・権能付与がなく更なる交渉を見守るしかないことに再帰着。
- CMPに質問・注意喚起等を行うことについても時期尚早として否定的意見多数。
- 3) 議論 - 途上国理事においては、CDM自体の継続は望ましいがパリ協定 6条の(特に途上国の)削減活動にCDM類似の複雑な規約は不要との意見有。
- 先進国理事においては、上記と正反対で CDMの継続には(特にEUへの適用につき)反対であるが、途上国の 6条活動にも CDM同様の監視等が必要との意見有。

2-2. CDM制度の整合化・簡素化作業

(会議前Annex-2)

- 1) 背景 - 一昨年からの継続事業。炭素市場需要の低迷を背景に、過度に複雑化した制度の整合化・簡素化と「規制緩和」作業を継続。最終検討分 4件を議論。
- 2)・3) 結果・議論 - 以下のとおり。
 - a 集合事業(PoA)での Generic-CPADDへの複数技術・方法論記載の許容化
- PoAでの複数技術利用実績が殆どなく、実益がないとして却下。
 - b 集合事業(PoA)での Generic-CPADDへの Specific CPADD添付義務
- 事業全般の登録承認時には、特定の具体的事業についての設計書 Specific-CPADDの同時提出義務を撤廃し、登録後抜打検査などの方法で確認すれば可とする。
- これに付随し PoAの登録料を撤廃・無料化することを決定。
 - c 集合事業(PoA)を脱退した個別事業の再登録の許容化
- 事務局原案での「他制度への不参加の宣誓」は不要とし、誤登録による排除/任意

脱退の場合毎に再登録の要件を再度検討するよう事務局に指示。

d 有効化(validation)・確認(verification)時の現地調査不要化

- 事務局原案では有効化時は任意化、確認時には最初の1回のみ義務化であったが、理事からいずれの場合でも規模に応じた閾値を設定し、常時現地調査要・現地調査任意・現地調査免除に整理するよう指示あり、事務局に再検討指示。

(現行規程でも零細事業(Microscale)は現地調査免除であり、制度的整合化が有効)

- 現地調査不実施による誤発行時には、確認を実施したDOEが責任を負う旨規定。

5) 参考 - 現在迄に理事会で合意した内容については、今年末に各種手続規程文書(PS, VVS, PCP)の改訂において反映される予定。

2-3. 事業審査・手続状況の報告義務の緩和 (DOE-Forum依頼事項)

1) 背景 - 会議冒頭にDOE-Forum議長が提起した問題。事業開始後180日経過毎にDOEは個別事業の審査・手続状況を報告する義務を負うが、手続の緩和を要請。

2) 結果 - 理事会で議論の結果、現状事業毎に年何回も報告を徴求している実態を改め、DOE毎に年 2回まとめて報告・情報公開すれば足りる旨の規制緩和を決定。

5) 参考 - 2-2. と併せて年末に制度改正の予定。

2-4. 集合事業(PoA)における自動追加性事業の簡易追加制度創設 (会議前 Annex-3)

1) 背景 - 太陽光発電など自動追加性対象事業を PoAに追加する際の手続簡素化を検討。

- 基本的に登録(Validation)時には事実上手続なしで追加可、確認(Verification)時に DOEが確認することとし、仮に(通常の事業同様)集合事業幹事(CME)が誤追加を発見した際には「誤追加事業の排除手続」を実施可とすることで成案。

- 事務局からは事業種別毎に段階緩和とするか、一律全緩和とするかを照会。

2) 結果 - 自動追加性事業については、一律全緩和とすることを決定。誤追加時の責任問題について基本的に確認(Verification)を行ったDOEが負うことで合意。

2-5. CDMの他分野への展開・応用 (CMP依頼事項, 会議前Annex-1)

1) 背景 - CMP依頼事項。前回理事会で事務局作成資料を検討したが不十分として差戻し。

2) 結果 - 事務局資料に示された方向性(パリ協定, モントリオール議定書への応用、既にCDMの直接利用を否決しているGEFへの勧奨など)に多数の異議が呈示され、再度事務局に差戻しとし再々検討を依頼。

5) 参考 - 本年度の事業実施期間は 11月迄であり、仮に 7月理事会で事業の方向性に合意したとしても実質的に事業実施は不可能と推定される。事務局の責任甚大。

2-6. 国別登録簿間の移転情報公開 (CMP依頼事項)

1) 背景 - 第2約束期間における国別登録簿間での移転数量・状況の報告について CMPから情報公開の改善要請有、方策を検討。

2) 結果 - 日本の統計制度における秘匿処理例("3件制限")を参考に事務局へ再検討指示。

3. 個別案件 (議題3.1～) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. 認証機関(DOE)信認 Accreditation (該当なし)

3-2. 登録 Registration (該当なし) 本会議時点での登録事業は 7,710件に到達

3-3. 発行 Issuance (該当なし) CER発行実績は 16.73億t-CO2に到達

3-4. 同一認証機関(DOE)による有効化(Validation)・検証(Verification)の実施 (該当なし)

4. 制度改正 / 事業基準・方法論 (議題4.1, 4.2)

- 4-1. 農業分野・運輸分野など新分野へのCDM方法論の拡張 (会議前Annex-8,9)
- 1) 背景 - 2014年からの継続検討事項。CDM方法論の適用分野拡大と利用促進のため重点分野を定めて検討を実施。実際に開発すべき新方法論の優先順位につき議論。
 - 2) 結果 - 運輸分野については、自転車等の普及、公共交通機関の運営改善の2方法論の新規開発について具体的作業開始を決定。
 - 農業分野については、既存方法論の改善は可としたが、新規開発について事務局案に優先順位が不明確として大部分を却下、再検討指示。
 - 3) 議論 - 当初 CDMの応用が少ない分野へ演繹的に方法論を制定し、CDMの利用拡大を図るとの戦略的作業であったが、特に農業について個別具体論に入ると「家畜動物の権利問題」や「開墾による土地利用変化」などよくある環境保護論が再三提起され議論が膠着化する傾向あり。
 - 理事会の雰囲気からしてこれ以上の進展は期待し難いと推察。
- 4-2. 方法論新設・改訂関連
(大規模方法論)
- ACM0002 系統接続再生可能発電 - 地熱発電の非凝縮ガス・作動流体の測定法改善
 - ACM0001 埋立ガス回収・利用 - パイプラインによる利用の追加
 - AM0116 航空機の電力空港内移動 - 非商用機への適用拡大
- (小規模方法論)
- AMS-I-M 国内線旅客機への太陽光給電 (新設)
 - AMS-II-C 需要側省エネルギー - 標準家電使用時間(3.5h/d)の導入
 - AMS-II-J 需要側照明節電 - 照明器具破損率の実測可能化他

5. 政策論 (議題4.3)

- 5-1. 森林(A/R)事業からの I-CER/t-CERの発行問題 (前回理事会会議前Annex-12)
- 1) 背景 - 森林事業のうち第1約束期間内に開始された事業が第2約束期間内にCERを発行することが認められているが、当該CERの帰属約束期間について議論。
 - 2) 結果 - I-CERでは監視期間と無関係に第2約束期間、t-CERでは監視期間と対応した約束期間に帰属(つまり第2約束期間)とすることで決着。
- 5-2. 事業参加者(PP)の CDM事業からの撤退制度整備 (会議前Annex-13)
- 1) 背景 - CDM事業への参加は事業参加者(PP: Project Participant)間での覚書(MoC)により連絡先・事業規制の執行などが実施され、現状その変更には厳しい制限有。
 - CDM事業の需要低迷により、事業参加者(PP: Project Participant)の間で事業からの撤退を認めるか否かという紛争が多発。解決策として以下を検討。
 - ・ 事業からの一定期間後の自動任意撤退
 - ・ 事業参加者による理事会への覚書(MoC)の内容変更の弾力化。
 - ・ 代表幹事の任意脱退手続の整備、事業参加者の強制退出手続の整備
 - 2) 結果 - 事務局案を基礎に継続検討。

次回理事会(EB#90) 2016年 7月18日～ 7月22日, ドイツ・ボンにて開催予定